

小牧市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度評価後の取り組みについて

資料1

※評価…3:計画以上 2:計画どおり 1:計画を下回る

No	取り組み	事業の内容	H27年度実績	自己評価	子ども・子育て会議での意見	H28年度の取り組み状況	担当課
1	施策1「こどもの夢・チャレンジの応援」 大学生等海外留学奨学金支給事業	国際的視野を持った人材を育成するため、海外留学する大学生等に対して奨学金を支給します。	H27年度実績 28年1月に募集を行ったが、該当者なしであった。	1	・海外留学に限らず、高校・大学へ就学するための奨学金に対する支援事業も必要ではないか。 ・平成27年度は応募者がなかったため、事業の周知等について努力してほしい。	H28年度のため、県内21大学、市内公共施設、英会話学校へポスター及びチラシの配布を依頼、また日本学生支援機構が発行している「海外留学奨学金パンフレット」に掲載した結果、2件応募があった。	こども政策課
2	施策2「子育て支援ネットワークづくり」 利用者支援事業	地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者の利用にあたって、必要な情報提供・相談支援を実施します。また、関係機関との連携調整を行います。	ホームページや、内容を校正して新たに印刷した子育て支援ガイドブックを配布し、子育て支援事業の周知に向けた有効活用を図った。 相談窓口は複数あり、いろいろな角度・場面から相談できるという利点もあるが、利用者からみるとどこに相談したらよいか分りにくい面もある。	1		H29年度からの事業開始に向けて、事業内容を検討中 *資料3参照	こども政策課
3	施策2「子育て支援ネットワークづくり」 子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センター・保健センター・幼稚園・保育園・認定こども園などの関係機関とのネットワーク化を図ります。	地域子育て支援事業として、子育て支援センターと保健センターが連携して、移動子育て支援センターを行い、在宅子育て支援センターを行った。園長会・要保護児童対策地域協議会等関係機関の会議へ参加するなど、情報共有を図った。 幼稚園(主に私立幼稚園)との連携が不十分であるため、連携が深められるとよい。	1		利用者支援事業の中核を担う「家庭児童相談員」が市内保育所や児童館、保健センター等へ出向き必要な家庭の支援を行うなど連携を図った。利用者支援事業の開始とともにさらなるネットワーク化を図っていきたい。	こども政策課
4	施策3「地域での交流の場の確保」 赤ちゃんの駅事業	子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる施設の増加をめざします。	26年度から変更なく、公共施設27施設、民間施設24施設で提供を行っている。 27年度は民間施設へ出向き、案内等を行ったが登録に至らなかった。ホームページ等も活用し、引き続き広報に努めていく。	1	・「赤ちゃんの駅事業」について、場所の提供をするだけでなく、気軽に育児相談ができるような場所である」とよい。	ホームページ等による広報活動に加え、子育て家庭優待事業(はぐみんカード)協賛事業者に対し制度の案内を行った。	こども政策課

小牧市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度評価後の取り組みについて

資料1

※評価…3:計画以上 2:計画どおり 1:計画を下回る

No	取り組み	事業の内容	H27年度実績	自己評価	子ども・子育て会議での意見	H28年度の取り組み状況	担当課
5	<p>家庭を支援します 基本目標2 子育て</p> <p>施策「子育てと仕事の両立支援の充実」 事業所内保育所の設置促進</p>	<p>労働者の仕事と家庭の両立を支援するたため、事業所内等における保育施設の設置を促進します。</p>	<p>市内にある主な事業所に対し、事業所内保育所について説明を行った。平成28年度から新たに、企業主導型保育事業が新設され、事業者としては選択肢が広がっている。</p>	1		<p>昨年に引き続き、市内にある事業所に対して説明を行った。また、愛知県が主催した事業所内保育に係る企業・行政共同セミナーに参加し、平成28年度に新たに新設された企業主導型保育事業について、内容を把握し、問い合わせのあった企業に対して説明を行った。市内の事業所と事業所内保育所の設置(平成32年度予定)に向けて検討、打合せを行った。</p>	保育課
6	<p>基本目標3 保育サービス・幼児教育を充実します</p> <p>施策「産後休暇及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用」 子育て支援事業の情報提供及び利用支援</p>	<p>広報、ホームページ及び子育て支援ガイドブックなどで積極的に情報提供を行い、利用支援を行います。また、利用者支援事業の実施により、相談支援・情報提供を推進します。</p>	<p>ホームページや、内容を校正して新たに印刷した子育て支援ガイドブックを配布し、子育て支援事業の周知に向けた有効活用を図った。相談窓口は複数あり、利用者からみるとどこに相談したらよいか分からにくい。相談窓口を一元化し、切れ目のない支援ができるようにしたい。</p>	1		<p>H29年度から開始予定の「利用者支援事業」とともに検討中 * 資料3参照</p>	<p>こども政策課、保育課</p>
7	<p>施策「産後休暇及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用」 各種健康診断や事業を通じた情報提供</p>	<p>親子(母子)健康手帳交付時、各種事業・教室の開催時において、教育・保育施設等の利用に関する情報提供を行いませす。</p>	<p>親子(母子)健康手帳交付時、各種事業・教室の開催時において、問合せがあれば担当部署へつないでいるが、積極的に発信できる環境は整っていない。 親子(母子)健康手帳交付は別建物である保健センターが行っており、ハード面においても、ソフト面においても、情報提供できる環境が整っていない。利用者支援事業の実施に合わせて整備していきたい。</p>	1		<p>H29年度から開始予定の「利用者支援事業」とともに検討中 * 資料3参照</p>	<p>こども政策課、保育課、保健センター</p>

小牧市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1 法令上の規定

子ども・子育て支援法 第61条（抜粋）

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 計画の見直しの具体的な流れ（今後の予定）

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 平成29年7月 | 第1回子ども・子育て会議で見直し案の審議 |
| 8月 | 愛知県との協議 |
| 10月 | 第2回子ども・子育て会議で協議結果の報告、
見直し案の承認 |
| 12月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成30年2月 | 第3回子ども・子育て会議で報告 |
| 2月 | 愛知県へ報告 |